

最低賃金法違反の疑いで書類送検

～ 1 か月分の賃金不払いの疑い～

一宮労働基準監督署（署長 堀井泰成）は、令和6年12月12日、下記の被疑者を最低賃金法違反の疑いで一宮区検察庁に書類送検した。

記

1. 被疑者

R S 工業代表者（個人事業主）

（所在地：愛知県一宮市三条 事業内容：建設業）

2. 被疑条文

最低賃金法第4条第1項（最低賃金の効力）

最低賃金法第40条（罰則）

3. 被疑内容

最低賃金法では、労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないことが規定されているが、被疑者は、労働者2名に対する令和5年3月分の賃金を、所定支払日に支払わず、このことによって最低賃金法で定める地域別最低賃金額（241,570円）以上の定期賃金を支払わなかった疑いがあるもの。

4. 参考事項

（1）賃金不払における被害額

労働者2名に対する定期賃金の不払総額は、279,000円である。

（2）愛知県最低賃金

1時間986円（令和4年10月1日から令和5年9月30日までの間の適用額）

5. 関係法条文

<最低賃金法（抄）>

第4条第1項 使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。

第40条 第4条第1項の規定に違反した者（地域別最低賃金及び船員に適用される特定最低賃金に係るものに限る。）は、50万円以下の罰金に処する。